

熊本県多重債務者対策協議会専門部会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、熊本県多重債務者対策協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第5条第6項の規定に基づく専門部会（以下「部会」という。）の組織と運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 部会は、要綱第2条に規定する事項の推進にあたって、具体的な内容について検討を行う。

(組織)

第3条 部会は別表の職にある委員をもって組織する。

2 部会に部会長をおき、消費生活課長をもって充てる。

(事務局)

第4条 部会の事務局は、消費生活課に置く。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、部会の運営等に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成19年9月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月9日から施行する。

【別表】

熊本県弁護士会	消費者問題対策委員長
熊本県司法書士会	相談事業部長
NPO法人熊本クレ・サラ被害をなくす会	会長
熊本多重債務対策協議会（熊対協）	事務局長
消費者教育NPO法人お金の学校くまもと	代表
グリーンコープ生活協同組合くまもと	専務理事
九州財務局	財務広報相談室長
熊本県環境生活部県民生活局	消費生活課長